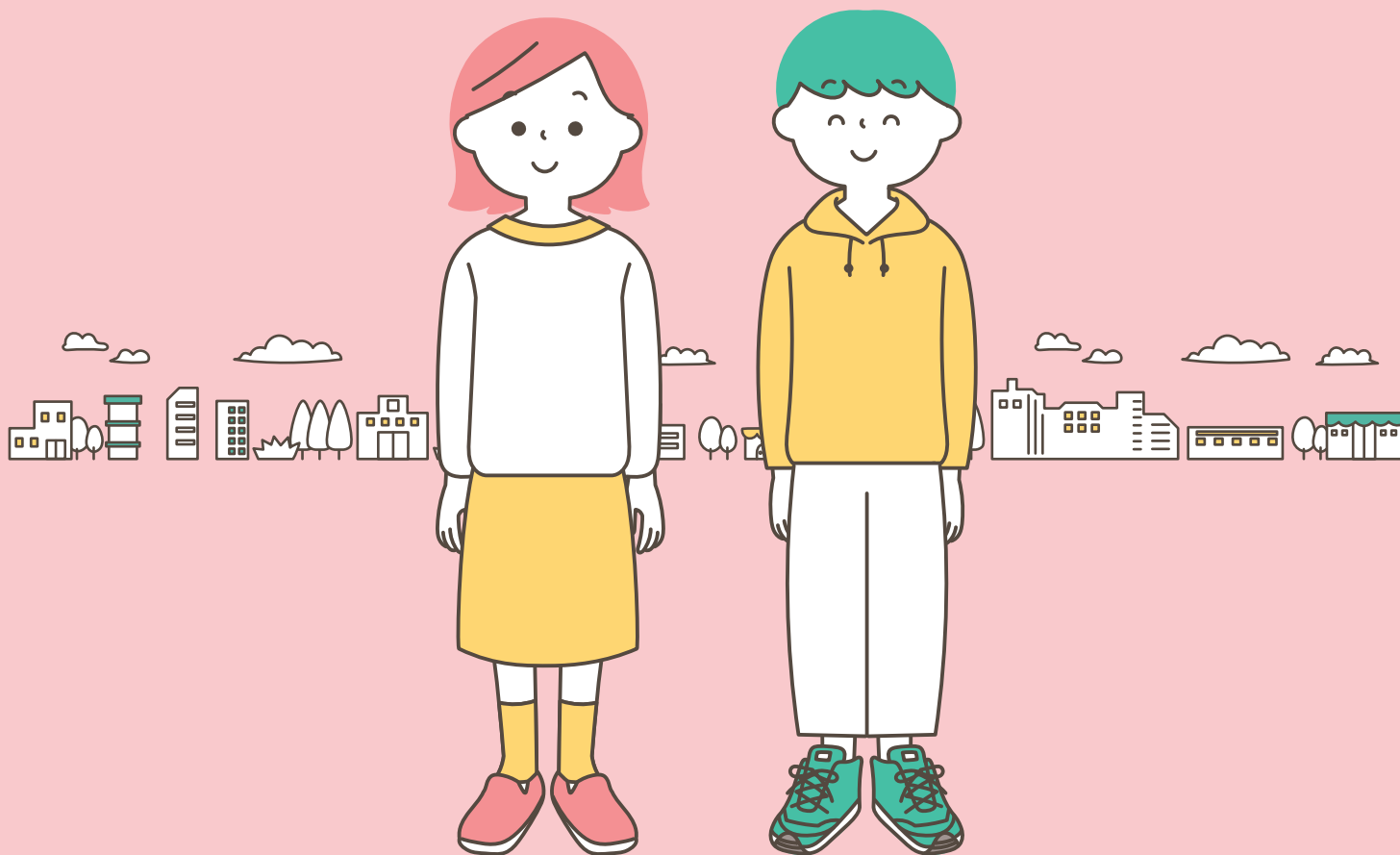


小学生向け

ハンセン病問題を 正しく^り^{かい}理解しよう



福岡県

ハンセン病患者・元患者が受けた苦しみ

ハンセン病の患者・元患者には1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、社会から隔離（離されたところに閉じこめること）される政策が取られてきました。発病すれば、ハンセン病の療養所に入所させられ、社会の偏見の中で、親や兄弟姉妹が亡くなっても帰ることができず、死亡後、自分の骨も帰ることができませんでした。また、結婚の条件として断種（子どもが生まれないようにする手術）や人工妊娠中絶が行われたこともありました。

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができないー。
- 実名を名乗ることができないー。
- 結婚しても子どもを産むことが許されないー。
- 一生、療養所から出て暮らすことができないー。
- 死んでもふるさとの墓に埋葬してもらえないー。

こうした生活をハンセン病患者・元患者の皆さんは長い間、強いられてきました。想像してみてください。

あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

わたしたちにできること

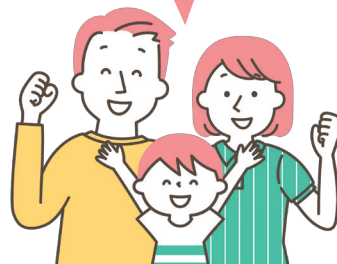
わたしたちにできること――

それは、ハンセン病問題について、正しい知識と理解を持つこと。

これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病問題のことを正しく知ってほしいのです。

学校や家庭でも
ハンセン病問題について
はなしあってみよう！



Q

ハンセン病問題とはなんですか？

A

ハンセン病問題とは、近代以降の国のあやまったハンセン病対策が原因で、ハンセン病患者・元患者や家族が差別を受けた人権問題です。

- 全国で、ハンセン病患者を見つけ出し療養所へ入所させたりする「無らい県運動」が行われました。また、「らい予防法」という法律で患者が強制的に療養所の中に閉じ込められたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気といったあやまった考えが広まりました。
- 有効な治療薬「プロミン」ができるまでは、治らない病気とされていました。

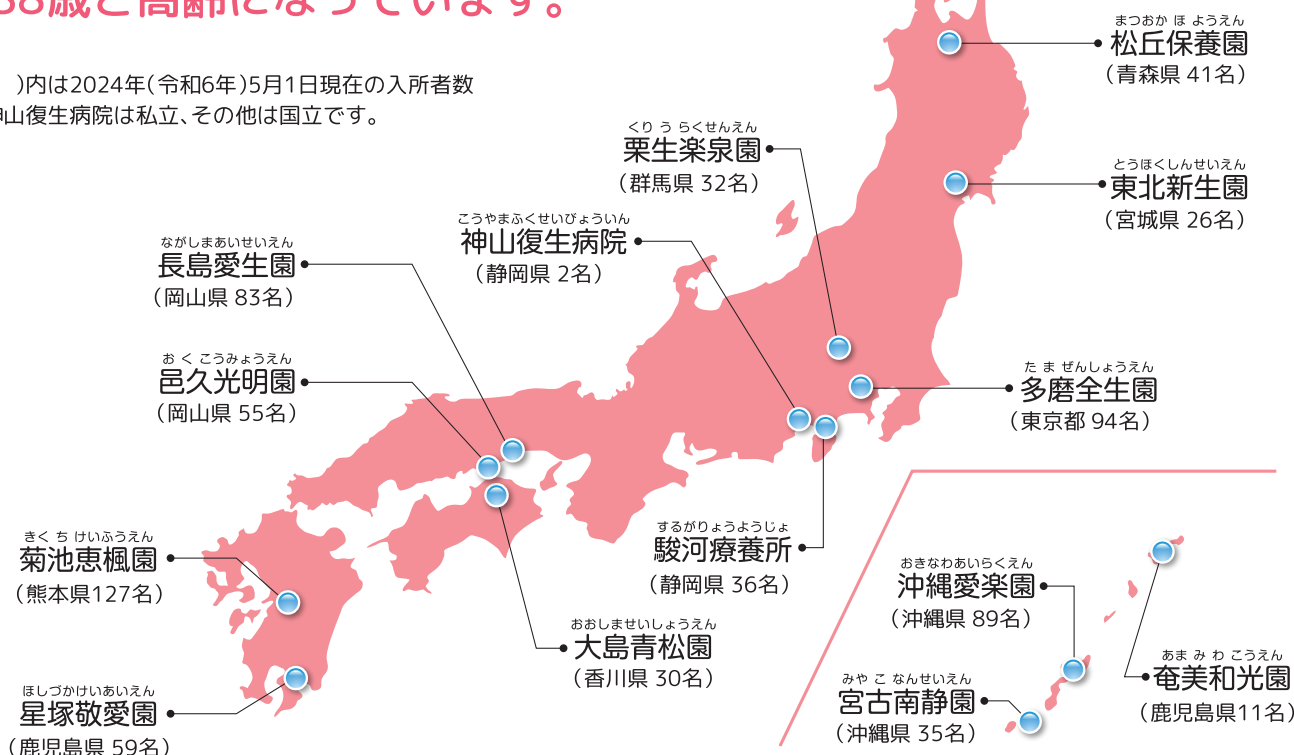


プロミン（注射薬） 国立ハンセン病資料館提供

全国のハンセン病療養所 14カ所

2024年(令和6年)5月1日現在、
全国で720名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。
入所されている方の平均年齢は、
約88歳と高齢になっています。

※()内は2024年(令和6年)5月1日現在の入所者数
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



国のハンセン病対策のうつりかわり

1873年 (明治6年)	ノルウェーのハンセンがらい菌を発見。	2001年 (平成13年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行。 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。
1907年 (明治40年)	「癩予防二関スル件」公布。放浪患者を隔離。	2002年 (平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設。
1931年 (昭和6年)	「癩予防法」公布。 隔離の対象となる患者の範囲が広まった。	2005年 (平成17年)	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始。
1943年 (昭和18年)	アメリカで開発された特効薬「プロミン」の効果が発表される。	2006年 (平成18年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行。
1947年 (昭和22年)	国内で特効薬「プロミン」の使用開始。	2009年 (平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行。
1953年 (昭和28年)	「らい予防法」公布。	2019年 (令和元年)	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行。 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行。
1960年 (昭和35年)	国連の世界保健機構(WHO)が 外来治療(在宅治療)を勧告する。		
1996年 (平成8年)	「らい予防法」廃止。		

Q

解決に向けてどのような取り組みがなされたのですか？

A

2001年(平成13年)、ハンセン病国家賠償訴訟の判決が熊本地裁であり、原告(ハンセン病療養所入所者)の訴えが認められました。

国はハンセン病療養所入所者・退所者のみなさんに謝罪をし、2002年(平成14年)には、療養所を退所する人の社会復帰への援助として「退所者給与金事業」を開始しました。

2008年(平成20年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、2012年(平成24年)には、菊池恵楓園と多摩全生園に保育所が開設されました。

また、啓発(広く知ってもらう)活動を積極的に行うなど、名誉回復のための対策を進めています。



菊池恵楓園(熊本県)の隔離の壁
国立ハンセン病資料館提供

Q

ハンセン病はどんな病気ですか？

A

ハンセン病とは、1873年(明治6年)、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」の感染によって起こる病気です。感染し、発病すると、手足などの末梢神経が麻ひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。



アルマウエル・ハンセン医師
国立ハンセン病資料館提供

Q

ハンセン病はうつるんですか？

A

「らい菌」の感染力は弱く、日常生活でうつる(感染する)ことはありません。感染しても末梢神経の麻ひなどの症状が出る(発病)ことはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

Q

ハンセン病は治るのですか？

A

よく効く薬があって完全に治ります。また、薬を飲むと数日で「らい菌」は感染力を失い、早期に治療すれば後遺症も残りません。今、療養所で生活している人のほとんどはもう治っています。



現在のハンセン病の薬
国立ハンセン病資料館提供

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
TEL.092-643-3576 FAX.092-643-3331

ウェブサイト

- 厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html



- 法務省(ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病問題に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県ハンセン病協会とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所の施設見学研修等を毎年実施しています。

また、ハンセン病問題を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布等の啓発事業を行っています。

今後も、皆様の意見、要望をお聞きしながら、ハンセン病問題に取り組んでいくこととしています。